

令和3年度 浄水場等の施設見学の中止について

当企業団が管理する浄水場等では、令和2年2月21日から当面の間、施設見学を中止とさせていただきます。

令和3年3月21日をもって、緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度中における浄水場等の施設見学は、引き続き中止とさせていただきます。

皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

【参考】企業団が管理する浄水場 等（所在地）

- ・西長沢浄水場（川崎市宮前区）
- ・相模原浄水場（相模原市南区）
- ・伊勢原浄水場（伊勢原市）
- ・綾瀬浄水場（綾瀬市）
- ・飯泉取水管理事務所（小田原市）
- ・社家取水管理事務所・広域水質管理センター（海老名市）